

豊田市森林整備計画書

計画期間 自 令和 3 年 4 月 1 日
至 令和 13 年 3 月 31 日
(令和 6 年 4 月 1 日 変更)

豊田市

変更の理由及び内容

尾張西三河地域森林計画の変更に合わせて、市森林整備計画の一部を変更する。主な変更点は以下のとおりである。

- 電力会社による線下伐採に係る更新の取り扱いについて、伐採および伐採後の造林の届出等の対象外となったことから、同届出に係る記載を削除（14 ページ）
- 合法伐採木材等の流通及び利用の促進を記載（23 ページ）
- 盛土等に伴う災害防止に向けた対応を記載（27 ページ）
- 林道の開設及び拡張に関する計画の変更（別表 3）

この変更は、令和 6 年 4 月 1 日に効力を生じるものとする。

目 次

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

- 1 森林整備の現状 1
- 2 森林整備の課題 1
- 3 森林整備の基本方針 2
- 4 森林施業の合理化に関する基本方針 7

II 森林整備の方法に関する事項

- 第 1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く） 7
 - 1 立木の伐採（主伐）の標準的な方法 7
 - 2 主伐の時期及び樹種別の立木の標準伐期齢 9
 - 3 その他必要な事項 9
- 第 2 造林に関する事項 10
 - 1 人工造林に関する事項 10
 - 2 天然更新に関する事項 11
 - 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項 14
 - 4 森林法第 10 条の 9 第 4 項の伐採の中止又は造林の命令の基準 14
 - 5 その他必要な事項 15
- 第 3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法、その他間伐及び保育の基準 15
 - 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法 15
 - 2 保育の作業種別の標準的な方法 16
 - 3 その他必要な事項 16
- 第 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項 16
 - 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法 16
 - 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法 18
 - 3 その他必要な事項 18
- 第 5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項 .. 18
 - 1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針 18
 - 2 森林の施業又は経営の受委託等による森林の経営規模の拡大を促進するための方策 19
 - 3 森林の施業又は経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項 ... 19
 - 4 その他必要な事項 19
- 第 6 森林施業の共同化の促進に関する事項 19
 - 1 森林施業の共同化の促進に関する方針 19
 - 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策 19

3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	20
4	その他必要な事項	20
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項 ..	20
1	作業路網の整備に関する事項	20
2	その他必要な事項	22
第8	その他必要な事項	22
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	22
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	23
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	23
III 森林の保護に関する事項		
第1	鳥獣害の防止に関する事項	24
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	24
2	その他必要な事項	24
第2	森林病虫害の駆除又は予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項	25
1	森林病虫害等の駆除又は予防の方法	25
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	25
3	林野火災の予防の方法	25
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項 ...	25
5	その他必要な事項	25
IV 森林の保健機能の増進に関する事項		
1	保健機能森林の区域	25
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	25
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	25
4	その他必要な事項	25
V その他森林の整備のために必要な事項		
1	森林経営計画の作成に関する事項	26
2	森林整備を通じた地域振興に関する事項	26
3	森林の総合利用の推進に関する事項	26
4	住民参加による森林の整備に関する事項	26
5	森林経営管理制度の活用に関する事項	27
6	その他必要な事項	27
別表	28

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状

本市は、名古屋市の東方約 20km～70km の地点、愛知県の中央部から北東部に位置している。北部から東部は、愛知高原国立公園及び天竜奥三河国立公園の一部として岐阜県、長野県、設楽町及び新城市と接している。南部は岡崎市、安城市及び知立市、西部は刈谷市、みよし市、日進市、長久手市及び瀬戸市と接している。また、北東部から北部にかけて矢作川が岐阜県恵那市との市境を西へ、北部からは南西に向かい、南部の市街地や平野の中央部を流れ、豊かな恵みをもたらしている。

平成 17 年 4 月 1 日に豊田市が旧藤岡町、旧小原村、旧足助町、旧下山村、旧旭町及び旧稲武町と合併し、市域の総面積は 91,832ha（令和 5 年 3 月末。以下同じ）になった。都市周辺では森林が宅地等に転用される傾向があるものの、森林面積（国有林を含む）は **62,174ha**、市域面積の約 68% を占め、合併前と比べて、森林面積は約 6 倍、人工林面積は約 13 倍に増加した。本市は、自動車産業を中心とする産業都市であると同時に広大な森林を有する都市になった。

地域森林計画対象森林 **60,900ha** のうち、約 57% (**35,015ha**) を占めるこれまで造林されてきたスギ、ヒノキの人工林は、木材価格の低迷、林業従事者の高齢化などにより放置された状態の森林が多くなっている。一方、約 39% (**23,792ha**) を占める天然林の多くは、燃料革命以前までは地域住民の生活に密着した里山として活用されてきたが、現在では「雑木林」として放置された状態が続いている。

こうした中、森林の役割としては、木材生産機能だけでなく、国土保全や水源かん養、地球温暖化防止あるいは、都市住民のレクリエーションの場など、森林の持つさまざまな公益的機能の発揮に期待が高まっている。

2 森林整備の課題

豊田市の森林政策の大きな契機となったのは、2000 年 9 月の東海（恵南）豪雨災害である。山間地域では沢抜けなどの山腹崩壊が多数発生し、矢作川の中流域では豊田スタジアム周辺など各所で浸水被害を受けたほか、豊田市街地付近も堤防を越える寸前まで水位が上昇した。

豊田市は、風化花崗岩が多く脆い地質構造で、川沿いには急傾斜地が広がるなど、山地災害等が起こりやすい。これまでも伊勢湾台風（1959年）、47豪雨災害（1972年）など、大規模災害に度々見舞われてきた。このため、「災害に強い森づくり」が豊田市の森林政策の根幹であり、過密人工林の整備や森林保全のルール設定などが不可欠になっている。

また、木材価格の低迷は変わらず、とりわけヒノキ価格は右肩下がりでも下落し、ヒノキ林を主力とするこの地域に深刻な影響を与えている。伐採・搬出作業の効率化の取組も道半ばで、林業採算性は低下したままである。これらの影響もあって、現場で働く森林作業員数は減少の一途をたどっており、人手不足による間伐実績の伸び悩みや、森林作業員の待遇改善、技術力向上が十分に進んでいないのが現状である。

近年の新たな課題としては、木質バイオマス発電施設の設置や製材工場の大規模化などに伴い木材需要が拡大し、九州など一部地域では大規模皆伐が進んでいることが挙げられる。集中豪雨による土砂崩れや水害が全国的に多発していることから、大規模皆伐など森林環境に大きなインパクトを与える行為に対するルール設定の必要性は高まっている。

3 森林整備の基本方針

本市は、森林の有する公益的機能が高度に発揮される森づくりを基本として、長期的視点に立った森林の保全・活用を図っていくため、森づくりの基本理念、市・森林所有者等の責務・役割等を示した「豊田市森づくり条例」、「新・豊田市100年の森づくり構想」、「第4次豊田市森づくり基本計画」を策定した。なお、これらの策定にあたっては、森林・林業関係者、学識経験者や市民等が加わった「とよた森づくり委員会」の場で協議し、意見を取り入れている。

また、本市における皆伐、路網設置及び更新のルールとして、学識経験者、森林・林業関係者で構成する「森林保全ガイドライン策定検討会」で検討した上で、「豊田市森林保全ガイドライン」（平成30年度）に定めている。

（1）地域の目指すべき森林の姿

森林の主な機能には水源涵(かん)養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能などからなる公益的機能

及び木材等生産機能があり、各機能に応じた望ましい森林資源の姿を次のとおりとする。

ア 水源涵(かん)養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

オ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林

カ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の有する機能ごとの森林整備の基本的な考え方及び森林施業は、次のとおりである。

- ◎ 森林の有する機能ごとの森林整備の考え方及び森林施業の推進方策

森林の有する機能	森林整備の考え方及び森林施業の推進方策
水源涵養機能	<p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林については、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、<u>洪水の緩和</u>や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を<u>推進</u>するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。また、<u>自然</u>条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</p>

<p>山地災害防止機能／ 土壌保全機能</p>	<p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。また、<u>自然</u>条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の<u>設置</u>を推進することを基本とする。</p>
<p>快適環境形成機能</p>	<p>市民の日常生活に密接な関わりを持つ里山<u>林</u>等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林<u>については</u>、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を推進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。</p>

<p>保健・レクリエーション機能</p>	<p>観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する<u>森林、キャンプ場</u>や森林公園等の施設を伴う森林など、市民の保健・教育的利用等に適した森林<u>については</u>、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、市民に憩いと学びの場を提供する観点から、<u>自然</u>条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。</p> <p>また、保健等のための保安林指定やその適切な管理を推進する。</p>
<p>文化機能</p>	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林<u>については</u>、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。</p> <p>また、風致の<u>保存</u>のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p>
<p>生物多様性保全機能</p>	<p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指す。</p> <p>とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。</p>

木材等生産機能	<p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林 <u>については</u>、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進する。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を維持的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の <u>林木</u> を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の <u>集約化</u> や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p>
---------	---

なお、これら機能を高めるために、必ずしも適地適木ではなかった過去の人工林化施業の反省や天然林に対する社会的な価値観の変化などを踏まえ、人工林のうち、尾根筋や急傾斜地などの林業に適さないものは針広混交林・天然林化を進める。また、天然林は植生遷移を基本に保全・活用する（「新・豊田市100年の森づくり構想」）。

4 森林施業の合理化に関する基本方針

森林施業の合理化に向けて、地域組織である「森づくり会議」と市、豊田森林組合、県等が連携しながら、団地化（集約化）による一体的な施業を行う。

II 森林整備の方法に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

（1）伐採について

主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるものとする。

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて5haごとに保残帯を設け適確な更新を図る。なお、花崗岩地帯で過去に災害履歴がある箇所など、

予定地の地質や状態によっては伐採規模を1 haとして、1 haごとに保残帯を設け、更新を図ることにする。詳細は「豊田市森林保全ガイドライン」の内容に従うこととする。

また、択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体でおおむね均等な割合で行うものである。このとき、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、材積に係る伐採率は30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）とする。

（２） 伐採の方法

立木の伐採の標準的な方法を進めるに当たっては、以下のア～カに留意する。

- ア 森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨とし、皆伐及び択伐の標準的な方法について、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案する。
- イ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。
- ウ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。
- エ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。
- オ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、及び溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。
- カ 上記ア～オに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項に留意する。

また、集材方法については、同通知を踏まえ、現地に適した方法により実施する。

2 主伐の時期及び樹種別の立木の標準伐期齢

豊田市の主伐時期の目安を含めた施業体系は、「新・豊田市 100 年の森づくり構想」に記載のとおりである。また、生産目標がある場合は下表の施業体系のとおりとする。

◎ 樹種別の標準的な施業体系

樹種	標準的な施業体系		主伐時期の目安 (年)
	生産目標	期待径級 (cm)	
スギ	芯持ち柱材	18	40
	一般建築材	28	55
	造作材	36	70
ヒノキ	芯持ち柱材	18	45
	一般建築材	28	65
	造作材	36	80
マツ類	一般材	18	40
	長尺材	28	70
広葉樹	きのご原木	10	20

また、標準伐期齢については、平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案し、下表のとおりとする。

◎ 樹種別の立木の標準伐期齢

地域	樹種				
	スギ	ヒノキ	マツ類	その他 針葉樹	広葉樹
市内全域	40年	45年	40年	40年	20年

標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるとともに、保安林等の伐採制限の基準となるが、実際の伐採に関しては、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

3 その他必要な事項

特になし

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

適地適木を旨として、次表のとおりとする。

◎ 人工造林の対象樹種

針葉樹	スギ、ヒノキ、マツ類
広葉樹	アベマキ、コナラ等有用広葉樹

なお、上記以外の樹種を植栽しようとする場合は、森林総合監理士もしくは県林業普及指導員に相談し、適切な樹種を選択するものとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の標準的な方法

施業の効率性や地味等の立地条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、仕立ての方法別に1ヘクタール当たりの標準的な植栽本数を次表のとおりとする。

◎ 人工造林の樹種別及び仕立ての別の植栽本数

樹種	標準的な植栽本数（本/ha）			
	密仕立て	中仕立て	疎仕立て	備考
スギ	5,000	3,000	2,500	
ヒノキ	5,000	3,000	2,500	
マツ類	4,500	3,000	－	
広葉樹	4,500	3,000	－	

複層林化を図る場合の樹下植栽について、それぞれの地域において定着している複層林施業体系がある場合は、それを踏まえつつ、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽する。

事業費の軽減のために低コスト造林を実施する場合や、農地や建物等に隣接して将来的に倒木となる恐れのある箇所などで伐採を実施する場合、将来的に木材生産を目的としない森

林に誘導する場合等については、上記表の植栽本数によらず1,000～2,000本/ha程度の疎植を行う。

また、人工造林を行う場合は、近年シカなどの獣害被害が増加していることを踏まえ、必要に応じてネットの設置など獣害対策を講じることとする。

なお、標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、森林総合監理士もしくは県林業普及指導員に相談のうえ、適切な植栽本数を決定するものとする。

イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	植栽の支障となる樹木及び下草は、全部を伐倒又は刈り払いを行い、また、植栽や保育の支障となる伐倒木及び枝条等が、林地内に残存する場合は、林地内に筋置き等によって整理することを標準とする。 なお、寒風害等のおそれのある箇所については、筋刈りや保護樹の残置等を併用する。
種付けの方法・時期	生産目的に応じて、森林の自然条件に適した健全な苗木を、適期（通常は、春）に植え付ける。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、3に定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」に指定されている森林などで、かつ皆伐による伐採跡地について、人工造林をすべき期間は、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。

また、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し5年以内に人工造林を実施し更新を図るものとする。

2 天然更新に関する事項

前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種（後継樹として更新の対象とする高木性の樹種。以下同じ。）は、次表のとおりとする。

◎ 天然更新の対象樹種

針葉樹	スギ、ヒノキ、マツ類
広葉樹	カシ、ナラ、ホオノキ、クスノキ、サクラ、カエデ類、シデ等
ぼう芽による更新が可能な樹種	同上

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新の対象樹種について、期待成立本数は次表のとおりとする。

◎ 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
針葉樹及び広葉樹	10,000 本/ha

※ 樹高は 50cm 以上とする。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行う。
刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う。
植込み	天然稚樹の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。
芽かき等	ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき又は植込みを行う。

ウ その他天然更新の方法（天然更新の完了基準）

下記の天然更新完了基準により、森林の確実な更新を図るものとする。

◎ 天然更新の完了基準

更新完了の標準的な判断基準	ア	後継樹は、更新対象樹種のうち樹高が 50 cm 以上の稚樹、幼樹、若齢木、ぼう芽枝等とする。
	イ	更新が完了した状態は、 <u>2の(2)ア</u> で示す期待成立本数の 2/10 を乗じた本数が確保されているものとする。
	ウ	上記の条件を満たす場合であっても、獣害等により健全な生育が期待できないおそれがある場合には、適切な防除方策を実施すること。

なお、上記の基準は、専門家の意見も踏まえて策定した「豊田市森林保全ガイドライン」に沿って、天然更新を行う場合であっても、人工造林と同程度の生育が担保されていることを基準に設定する。「豊田市森林保全ガイドライン」では、後継樹は 10 年後に 3 m 以上の高木性樹種が 1,000 本/ha 程度以上に生育することを基準にしている。

伐採跡地の天然更新の状況を確認する方法は、以下のとおりとする。

（ア） 標準地の設定

標準地は、1 か所以上設置し、面積は 2 m × 2 m とする。ただし、対象区域内に尾根部、沢部など多様な地形が存在する場合は、必要に応じて複数のプロットを設置する。

（イ） 調査内容など

標準地の全本数を樹種ごとに確認し、記録する。

なお、更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図る。

エ 線下伐採に係る更新の取り扱い

電力会社（電気事業法第三条及び第二十七条の四に基づき許可を受けた一般送配電事業者及び送電事業者又は同法第二十七条の二十七に基づき届け出た発電事業者）による線下伐採箇所のうち、施設の撤去等で利用目的が失われた場合は、人工造林等により当該区域の速やかな更新を求めるととする。

（３） 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を旨として、伐採した年度の翌年度の初日から起算して5年を経過した時点で、2の（２）ウに定める天然更新の完了基準を満たしていることとする。その時点で期待成立本数の2/10を下回るものについて、その後2年以内に2/10以上となるよう植栽するものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

（１） 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

林床に更新樹種が存在しない箇所であり、以下のア～ウとする。

- ア 現況が過密状態にある森林
- イ シカ等による食害が激しい森林
- ウ ササが一面に被覆している森林

このほかに植栽によらなければ適確な更新が困難な森林についての判断は、豊田市森林保全ガイドラインによるものとする。

ただし、皆伐面積が1 ha以上になる場合は森林保全の観点から確実な更新が必要となるため、原則として植栽を実施する。

（２） 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

この所在は、必要に応じて、現地確認等により明らかにする。

4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令に関する基準については、次のとおり定める。

(1) 更新に係る対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地について、その植栽本数は、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で生育し得る最大の立木の本数 10,000本/haとする。

5 その他必要な事項

特になし。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法、その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐の標準的な方法については、「新・豊田市 100年の森づくり構想」及び下表のとおりとする

◎ 間伐の標準的な方法

樹種	間伐率 (材積) (%)	実施時期		繰り返し 期間 (年)	伐採までの 実施回数 (回)	最終 間伐の 期間
スギ	12~35	標準 伐期齢	未満	5~15	2~4	主伐予 定の10 年以前
			以上	10~20	適宜	
ヒノキ	10~35	標準 伐期齢	未満	5~15	2~5	
			以上	10~20	適宜	

(注) 標準的な間伐率の範囲を越えて間伐しようとする場合は、森林総合監理士または県林業普及指導員に相談のうえ、適切な間伐率を決定するものとする。

また、間伐は伐採年度の翌年度の初日から起算して概ね5年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが認められる範囲内で行うことを基本とする。ただし、針広混交林化など公益的機能の発揮を目的とした間伐については、この限りではない。

2 保育の作業種別の標準的な方法

保育の標準的な方法については、次表のとおりとする。

◎ 保育の標準的な方法

区分	主な樹種	実施時期	実施回数	摘要
下刈	スギ・ヒノキ	6～7月 (～9月)	5～7回※	雑草木の繁茂が著しい場合は、2回刈を行う。
	マツ類		4～5回	
つる切	スギ・ヒノキ	6～7月	2～4回	つる類が繁茂する場合、下刈終了後、除伐までの期間に行う。
	マツ類		1～2回	
除伐	スギ・ヒノキ マツ類	6～8月	1～2回	下刈終了後、間伐までの期間に行う。繰り返しは3～5年とする。
枝打	スギ・ヒノキ マツ類	11～3月	2～4回	繰り返しは3～5年とする。

※ 地形、傾斜、自然条件等により5回未満にすることも可能。

3 その他必要な事項

間伐又は保育が適正に実施されていない森林であって、これらを早急に実施する必要があるものについては、地域の森林所有者等で組織した「森づくり会議」による団地化により間伐等を進めていく。「森づくり会議」において5～50haの団地を設定し、作業の効率化、低コスト化の観点から具体的な間伐方法や時期等の計画を策定するものとする。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林は「別表1 機能別森林区域」とおりとする。

イ 森林施業の方法

森林施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。このうち、伐期の間隔の拡大、すなわち伐期の延長を推進すべき森林の区域については、「別表 2 施業別森林区域」のとおりとする。

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林は「別表 1 機能別森林区域」のとおりとする。

イ 森林施業の方法

森林施業の方法として、地形・地質等の条件を考慮した上で、伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進する。

なお、これらの公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林とする。それ以外の森林については、複層林施業を推進すべき森林とする。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林とし、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね 2 倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

それぞれの森林の区域については、「別表 2 施業別森林区域」のとおりとする。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 区域の設定

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林は、「別表1 機能別森林区域」のとおりとする。

この区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」として、必要に応じて定めるものとする。この際、人工林を中心とした林分であるなど周囲の森林の状況を踏まえるとともに、災害が発生するおそれのある森林を対象としないように十分に留意する。

(2) 森林施業の方法

生産目標に応じた伐採の方法等を定めるとともに、保育及び間伐の実施、森林施業の集約化等を通じた効率的な森林整備を推進する。なお、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた森林整備を推進する。

また、「特に効率的な施業が可能な森林」の区域のうち、人工林については、原則として、主伐後には植栽による更新を行う。

3 その他必要な事項

特になし。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

森林所有者の意向、森林組合等林業事業体の状況、市場の動向等を的確に把握する体制を整備し、相互の情報提供と活用を図ることにより、森林の経営の受委託の一層の推進を図る。特に地域外の森林所有者には、森づくり会議への参画により、施業意欲の喚起と施業委託の働きかけを積極的に行う。

2 森林の施業又は経営の受委託等による森林の経営規模の拡大を促進するための方策

森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業体への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を図る。

その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進する。また、森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進するものとする。

3 森林の施業又は経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林経営計画における経営の受託にあたっては、森林の育成権が委ねられているものとする。

4 その他必要な事項

特になし。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

Iの4のとおり、森林施業を計画的かつ重点的に行うために、地域組織である「森づくり会議」(森林所有者)と市、森林組合、県等が連携しながら、森林施業の計画を共同で策定する(以下「森づくり団地計画」という。)。

また、共同化された森林施業を森林組合等に委託することにより、森林組合の執行体制の強化と作業班の強化等事業実施体制の整備を図る。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

「森づくり会議」の設置については、町単位を基本とし、間伐が効率的に実施できるよう、路網の整備や、「新・豊田市100年の森づくり構想」の示した森林区分に応じた管理方法など、「森づくり会議」構成員自らが協議し、森づくり団地計画を策定する。地域外の森林所有者についても、「森づくり会議」が働

きかけをし、参画を促す。市及び森林組合は、こうした地域の活動を支援し、森林施業の共同化を積極的に推進する。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- (1) 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）全員により、各年度の当初などに年次別の詳細な実施計画を作成して代表者などによる実施管理を行うこととし、間伐を中心として施業は可能な限り共同で又は意欲ある林業事業体などへの共同委託により実施する。
- (2) 作業路網その他の施設の維持運営は共同施業実施者の共同により実施する。
- (3) 共同施業実施者が施業などの共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同施業実施者に不利益を被らせることがないよう、予め個々の共同施業実施者が果たすべき責務などを明らかにする。

4 その他必要な事項

市と森林組合は、「森づくり会議」における森づくり団地計画の作成に際して、森林所有者の理解を十分得るため、資料や情報の提供等、目的達成のため支援を行う。また、県等関係機関と調整を図り、森林管理の技術指導などを行う。さらに、森づくり団地計画に基づき実施される林業用路網整備や間伐については、国県補助の上乗せなどの各種補助制度の充実を行い、森林整備が実施されやすい環境づくりに努める。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 作業路網の整備に関する事項

(1) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム等

林道等路網の種類としては、林内路網の根幹をなし、山村地域の道路網を補完する「林道」、幹線となる林道を補完し、作業道と組み合わせて間伐作業を始めとする森林施業の用に供する「林業専用道」、さらに間伐を始めとする森林整備、木材の集材・搬出を行うため継続的に用いられる「作業道」がある。これら路網の開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷を低減しつつ、木材の

搬出を伴う間伐や、多様な森林への誘導等に必要な森林施業の効率化に配慮する。

路網密度の水準は各作業システムによって異なる。緩傾斜地や中傾斜地では車両系の作業システムとし、路網密度は高くする。一方、急傾斜地ではタワーヤーダなどの架線系の作業システムを導入することにより、路網密度を低くし、環境負荷を低減する。

◎ 各作業システムの使用機械と路網密度

作業システム	車両系① ^{注1}	車両系② ^{注1}	架線系 ^{注2}
傾斜区分(勾配)	緩傾斜地(20°未満)	中傾斜地(20~35°)	急傾斜地(35°以上)
伐採	チェンソー		
木寄せ・集材	プロセッサ付属ウインチ	スイングヤーダ	タワーヤーダ
造材	プロセッサ		
搬出	フォワーダ		—
運搬	トラック		
路網密度 ^{注3} (m/ha)	150~200	50~150	~20

資料：第3次豊田市森づくり基本計画

注1 「車両系作業システム」とは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

注2 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤーダ等を活用する。

注3 路網密度の算定に用いる面積については、尾根、溪流、天然林等の除地を含まない。

(2) 作業路網の整備及び維持運営に関する事項

ア 基幹路網に関する事項

(ア) 基幹路網の作設に係る留意点

林道の作設にあたっては、安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の林道の整備を図る観点等か

ら、林道規定（昭和 48 年 4 月 1 日付け 48 林野道第 107 号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成 22 年 9 月 24 日付け 22 林整第 602 号林野庁長官通知）を基本として、愛知県林業専用道作設指針（平成 23 年 4 月 1 日付け 23 森保第 207 号）に則して、開設する。

(イ) 基幹路網の整備計画

「別表 3 基幹路網整備計画」「図面 3 豊田市森林整備計画概要図（基幹路網）」のとおり

イ 細部路網の整備に関する事項

(ア) 細部路網の作設に係る留意点

森林作業道作設指針（平成 22 年 11 月 17 日付け 22 林整整第 656 号林野庁長官通知）を基本として、県が定める森林作業道作設指針に則り開設する。

また、(公財)矢作川水源基金及び本市の補助事業を活用して、作業路や林業用機械のみの走行を想定した搬出路を施業場所や施業の内容及び搬出材積などを考慮しながら整備する。

(3) 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整整第 885 号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成 8 年 5 月 16 日付け 8 林野基第 158 号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

2 その他必要な事項

特になし。

第 8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

ア 林業事業体の体質強化

森林組合等林業事業体を育成するため、森林施業の受委託等により地域が一体となって事業量の安定的確保に努めるとともに、雇用の安定化、経営の合理化などを通じて、経営基盤の強化を長期的展望のもとに促進する。

イ 林業従事者の養成・確保

新規参入の促進を図るとともに、雇用管理体制の整備、通年雇用体制の確立、社会保険制度への加入等就労条件の改善、高性能林業機械の導入等による労働強度の軽減、林業研修等の実施・参加による知識・技術の向上や労働安全衛生の確保などにより、雇用の長期化・安定化を進める。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

林業における安全性の確保、生産性の向上及び生産コストの低減を図るため、次のことを促進する。

- (1) 森林組合によるスイングヤーダ、プロセッサ等の高性能林業機械の導入
- (2) 森林組合を中心とした森林施業の機械化
- (3) 間伐を促進するため、フォワーダ等の集材機の導入
- (4) 高性能林業機械のオペレーター育成

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

間伐材を含めた木材を市の公共施設や備品、土木事業等へ積極的に利用するとともに、新たな活用について検討する。また、これらの活用とともに、広く市民へ木材の普及・利用を啓発する。特に間伐材については、搬出経費が材の売却経費で賄えないため搬出が進まない現状を踏まえ、搬出が促進されるよう条件整備を進める。さらに、民間事業者による木材加工・流通体制整備のための支援を検討する。このとき、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）に基づき、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に配慮する。

また、製材所の廃材等を活用して、環境に負荷がない形で木質バイオマスエネルギーが利活用できるよう調査・研究を行うとともに、実証実験等に取り組む事業者については、国等の支援制度等の情報提供を行う。

その他、最近注目を浴びている木炭や竹炭、その過程で採れる木(竹)酢液、薪やペレットストーブなどの燃料としての可能性、タケノコ及びその加工品等、その利活用の仕方を研究・普及し、販路の拡大、生産振興に努める。

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

「図面4 豊田市森林整備計画概要図（鳥獣害防止森林区域）」のとおり定める。

対象とする鳥獣はニホンジカ（以下、「シカ」という。）とし、区域の設定は林班を単位とする。シカによる森林被害の状況を全国共通のデータとして把握できる「森林生態系多様性基礎調査」の調査結果や「豊田市第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）実施計画」の重点管理エリアとする。

なお、対象とする森林は人工林を基本とする。ただし、天然更新を目的とする場合において、被害対策を実施しなければ適確な更新に支障が生じるおそれがある場合には、天然林も含めて区域を定める。

(2) 鳥獣害の防止の方法

伐採後の適確な更新及び植栽木の確実な育成を図るため、必要に応じて、森林所有者等の巡視等による現地の被害状況の確認のほか、防護柵、忌避剤等、植栽木の保護措置を実施するものとし、防護柵等については、新設・既設を問わず維持管理・改良等を適切に行いながら被害防止効果の発揮に努める。

2 その他必要な事項

シカの被害対策等の実施状況を確認するため、各種会議の場等を通じて情報を収集するとともに、必要に応じて現地調査や関係行政機関、森林組合及び森林所有者等から報告を求めること等により、実施状況の把握に努める。

鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止を図ることとする。

第2 森林病虫害の駆除又は予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除又は予防の方法

森林病虫害による被害については、その早期発見及び早期駆除に努め、必要に応じて予防措置を講ずるものとする。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

シカ以外の鳥獣等による食害、剥皮被害も防止するため、植栽、間伐等の森林施業に応じた計画的な防護柵の設置、テープ巻等による予防に努める。

3 林野火災の予防の方法

森林所有者を含めた市民に対して、林野火災予防思想の普及及び啓発を行う。また、林道及び林野のパトロール（巡回監視）や火災の迅速な対応に必要な路網の整備等も実施する。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

「豊田市火入れ条例」及び「豊田市火入れ規則」に基づき、森林における火災等の防止に努める。

5 その他必要な事項

特になし。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

設定しない。

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

該当なし。

4 その他必要な事項

該当なし。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の作成に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画すべき旨を定めるものとする。

ア IIの第4「公益的機能別施業森林等の整備に関する事項」

イ IIの第5の3「森林の施業又は経営の受^レ委託等を実施する上で留意すべき事項」及びIIの第6の3「共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項」

ウ III「森林の保護に関する事項」

(2) 森林法施行規則第33条第1号口の規定に基づく区域

森林法施行規則第33条第1項口の規定に基づく区域（路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められた区域）については、森づくり会議が設置された区域を基本とし、「別表4 森林経営計画の区域」のとおりとする。

2 森林整備を通じた地域振興に関する事項

(1) 林業関係者の定住促進と雇用環境改善への支援

新規就労者の定着率の向上や人材の育成を図るため、林業労働者用宿舍の整備、退職金共済制度への加入等の支援、森林組合における雇用形態の改善等を支援する。

(2) 都市と農山村との交流促進

とよた森林学校やとよたモリジャムの講座及び農政部門の交流事業などと連携して、都市部と農山村との交流を促進し、山村地域の活性化を支援する。

3 森林の総合利用の推進に関する事項

特になし。

4 住民参加による森林の整備に関する事項

NPO、森林ボランティア、企業等が実施する市民を巻き込んだ森づくりの活動に対し、市はこれを積極的に支援する。

(1) 市民グループ等との共働の森づくり

多くの市民が森林の様々な姿や多面的機能等に関する理解を深める場を提供するため、市有林を対象に市民が考え、市民が自ら汗を流して森づくりを行う事業を進める。

(2) 森林ボランティア活動の支援

森林ボランティアを森林・林業に関する情報の発信者・普及者として捉え、「新・豊田市 100 年の森づくり構想」に合致する内容の取組を行う活動において、積極的な支援を行う。

ア 実習地としての市有林の提供

森林ボランティアが計画的に活動する場を必要とする場合は、森林ボランティアグループと協定等を締結したうえで、活動の場として一定の市有林を提供する。

イ 事業地の仲介

森林ボランティアの活動地を確保するために、森林ボランティアの活動内容に応じて、森林所有者へ活動フィールド提供の依頼等、森林の仲介を行う仕組みを検討する。

5 森林経営管理制度の活用に関する事項

令和元年度から森林経営管理制度が開始されたが、豊田市は平成 19 年度から森林所有者、地域と一体となった地域森づくり会議方式による集約化を進めているため、今後もこの方法による森林管理を推進していく。

6 その他必要な事項

- (1) 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従って施業を実施する。
- (2) 平成 12 年から 19 年にかけて、森林所有者と覚書を結んだ水源保全林等の整備については、「水源環境保全林整備事業」として引き継ぎ、覚書に沿って整備する。
- (3) 環境の保全等については、今後とも地域と一体となり推進する。
- (4) 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)に基づく規制区域の森林の土地においては、関係機関と連携し、盛土等による災害を防止するための適切な対応を行う。
- (5) 市有の人工林については、森林組合へ保育や間伐等を委託する他、ボランティアの活動への場の提供など、適正な整備保全を進める。

別 表

別表 1 機能別森林区域

区 分		森林の区域	面積 (ha)	
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		「図面 1 豊田市森林整備計画概要図(機能別)」参照	4,435	
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		5,938	
	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		945	
	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		2,167	
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林				55,561
うち、特に効率的な施業が可能な森林				0

別表 2 施業別森林区域

区 分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林 (標準伐期齢+10年)	「図面 2 豊田市森林整備計画概要図(施業別)」参照	4,202
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林		6,018
	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)		2,167
	択伐による複層林施業を推進すべき森林		

別表3 基幹路網整備計画

(1) 開設(新設)

区分	位置	路線名	延長 (km)	利用区域 面積 (ha)	うち 前半5年分	備考
<u>開設(新設)計</u>			<u>30.0</u>	<u>1,609</u>		<u>15 路線</u>
	足助地区	東大見御内	<u>2.5</u>	66		
	足助地区	大日影支	<u>0.1</u>	31	○	
	足助地区	後川	<u>2.3</u>	130		
<u>指定林道</u>	下山地区	田平沢平瀬	<u>8.9</u>	341	○	
	下山地区	和合黒坂2号	<u>2.0</u>	104		
	下山地区	北ノ平2号支	<u>1.8</u>	83		
	下山地区	黒坂奥山	<u>1.9</u>	89		
	下山地区	黒坂奥山支	<u>1.5</u>	83		
	稲武地区	大栗山	<u>1.3</u>	38		
<u>指定林道</u>	稲武地区	河上瀬柏洞	<u>0.9</u>	347	○	
	稲武地区	長洞	<u>0.6</u>	18		
	稲武地区	山中	<u>1.0</u>	78	○	
	稲武地区	野入立野	<u>1.1</u>	34	○	
	稲武地区	タカドヤ	<u>2.0</u>	95		
	下山地区	峯田	<u>2.1</u>	72	○	

(2) 拡張(改良)

区分	位置	路線名	箇所数	利用区域 面積 (ha)	うち 前半5年分	備考
<u>拡張(改良)計</u>			<u>121</u>	<u>4,691</u>		<u>40 路線</u>
	藤岡地区	戸越西市野々	1	234	○	排水施設
	足助地区	明和2号	2	35	○	路側整備ほか
<u>林業専用道</u>	足助地区	亀割	<u>9</u>	67	○	法面保全 <u>ほか</u>
	旭地区	浅野	1	246	○	法面保全
	下山地区	尾根	4	125	○	法面保全
	下山地区	峯山	<u>2</u>	54	○	法面保全 <u>ほか</u>
	稲武地区	河上瀬柏洞	3	347	○	法面保全
	稲武地区	ウトウ	3	109		法面保全
	稲武地区	九沢	2	34	○	法面保全
	稲武地区	野入月ヶ平	<u>5</u>	535	○	法面保全 <u>ほか</u>
	稲武地区	大林	2	96		法面保全
	足助地区	川面	1	218	○	橋梁補修

区分	位置	路線名	箇所数	利用区域 面積 (ha)	うち 前半5年分	備考
林業専用道	下山地区	和合黒坂支	<u>7</u>	69	○	法面保全 <u>ほか</u>
	稲武地区	月ヶ平支	2	185	○	法面保全
林業専用道	稲武地区	横川入日影	6	35	○	法面保全ほか
	旭地区	寺洞	1	75	○	橋梁補修
	稲武地区	月ヶ平	<u>2</u>	122	○	橋梁補修 <u>ほか</u>
	小原地区	古田代	1	38	○	橋梁補修
	下山地区	川添	<u>2</u>	102	○	橋梁補修 <u>ほか</u>
	足助地区	臼木2号	<u>12</u>	6	○	法面保全 <u>ほか</u>
	稲武地区	名倉道	<u>6</u>	69	○	法面保全 <u>ほか</u>
	足助地区	奥山	1	84	○	橋梁補修
	足助地区	寧比曾	1	139	○	橋梁補修
	下山地区	野原根山	<u>6</u>	98	○	舗装改良 <u>ほか</u>
	稲武地区	小川	2	56	○	排水施設ほか
	足助地区	池島御蔵	10	260	○	排水施設
	足助地区	武瀬田	3	59	○	排水施設
	足助地区	武瀬田2号	1	21	○	排水施設ほか
	足助地区	川面山中	8	171	○	排水施設
	足助地区	平岩	2	16	○	排水施設
	足助地区	北ノ平	4	169	○	排水施設
	<u>下山地区</u>	<u>エス小屋</u>	<u>1</u>	<u>37</u>	<u>○</u>	<u>路面改良</u>
	<u>下山地区</u>	<u>エス小屋2号</u>	<u>1</u>	<u>138</u>	<u>○</u>	<u>路面改良</u>
	<u>下山地区</u>	<u>夜月ヶ洞</u>	<u>1</u>	<u>13</u>	<u>○</u>	<u>法面保全</u>
	<u>下山地区</u>	<u>根山日掛</u>	<u>1</u>	<u>87</u>	<u>○</u>	<u>法面保全</u>
	<u>稲武地区</u>	<u>フルヤ</u>	<u>1</u>	<u>15</u>	<u>○</u>	<u>法面保全</u>
	<u>稲武地区</u>	<u>サンガ坂</u>	<u>1</u>	<u>62</u>	<u>○</u>	<u>法面保全</u>
	<u>稲武地区</u>	<u>稲橋滝ヶ洞</u>	<u>1</u>	<u>59</u>	<u>○</u>	<u>法面保全</u>
	<u>小原地区</u>	<u>日面</u>	<u>1</u>	<u>40</u>	<u>○</u>	<u>路側整備</u>
	<u>下山地区</u>	<u>羽布下り沢</u>	<u>1</u>	<u>366</u>	<u>○</u>	<u>路側整備</u>

(3) 拡張（舗装）

<u>区分</u>	<u>位置</u>	路線名	延長 (km)	利用区域 面積 (ha)	うち 前半5年分	備考
<u>拡張（舗装）計</u>			14.8	1,228		<u>12 路線</u>
	下山地区	物見石	1.6	123	○	
	旭地区	浅野	1.0	246	○	
	稲武地区	富永 2 号	0.5	41	○	
	稲武地区	名倉道	2.6	68	○	
	稲武地区	大見山	1.6	153	○	
	下山地区	保戸嶋	1.2	105	○	
	下山地区	尾根	3.0	125	○	
	下山地区	明外	0.5	65	○	
	下山地区	エス小屋 2 号	0.2	138	○	
	<u>足助地区</u>	<u>大下里</u>	0.6	50	<u>○</u>	
	<u>稲武地区</u>	<u>小川</u>	1.3	56	<u>○</u>	
	<u>稲武地区</u>	<u>ヤブノ沢</u>	0.7	58	<u>○</u>	

別表4 森林経営計画の区域

区域名	林 班	区域面積 (ha)
中金	1006, 1007, 1008	191.56
滝脇 長沢	1226, 1227	136.88
小峯 芳友	1029, 1030, 1031, 1032	143.29
日明	1259, 1260, 1261, 1262	264.44
東宮口	1255	65.47
志賀 古瀬間 矢並 幸海 穂積 鵜ヶ瀬 鍋田 王滝	1163, 1164, 1165, 1166, 1167, 1168, 1169, 1170, 1201, 1202, 1204, 1205, 1217, 1234, 1235, 1236	882.02
豊松 坂上 松平	1245, 1246, 1251, 1252, 1253, 1254, 1257, 1258, 1263, 1264, 1265	981.00
藤岡飯野 北一色 猿投 迫	1082, 1083, 1084, 1085, 2022, 2023, 2024, 2025, 2026, 2027, 2028, 2029, 2030, 2036, 2037, 2038, 2039	768.05
北曾木	2046, 2047	98.71
西市野々	2050, 2051, 2052, 2053, 2054, 2055	290.19
北篠平 寺平 千洗	3001, 3004, 3005, 3006, 3009, 3018	528.70
大洞	3022, 3023, 3024	244.66
小原田代	3028, 3029, 3030	252.58
大ヶ蔵連	3031, 3032, 3033, 3034	283.12
東郷	3039, 3040, 3041, 3042	359.84
荻萱	3043, 3044	137.03

区域名	林 班	区域面積 (ha)
樽俣	3048, 3049	125.03
川下 李	3055, 3056, 3058, 3059	388.75
小原大草 市場 小原大倉 北大野	3062, 3063, 3064, 3069, 3070	348.06
大多賀	4000, 4001, 4002, 4002, 4004, 4005, 4007, 4008, 4009, 4010, 4011, 4124, 4125, 4126	1,148.40
連谷	4012, 4013, 4014, 4015, 4016	272.43
明川	4017, 4018, 4019, 4020, 4021, 4022(木の一部), 4023(イ・ロ・ハ・ニ・ト)	437.48
明和 五反田	4022(木の一部), 4023(木・へ), 4025, 4026, 4027	172.24
平沢 千田	4024, 4035(ルの一部を除く)	171.02
上八木	4028, 4029, 4030, 4031, 4032, 4033(イの一部を除く), 4034, 4104, 4105	521.88
玉野 大和	4035(ルの一部), 4036, 4037(二の一部), 4150(木), 4151, 4152, 4153	210.41
二夕宮	4037(二の一部), 4038, 4039	130.28
菅生	4040, 4041	108.07
竜岡 桑田和	4042, 4043, 4057, 4058, 4059	264.81
川面	4033(イの一部), 4044, 4045, 4046, 4047, 4048, 4049, 4050(イの一部), 4106, 4017, 4108, 4111, 4112, 4113, 4114	771.84
怒田沢	4050(イの一部), 4051, 4052, 4119, 4120, 4121, 4122	472.71
綾渡 大蔵連 漆畑 椿立 室口 山谷	4053, 4054, 4055, 4056, 4060, 4061, 4062, 4063, 4064, 4065, 4066	548.88

区域名	林 班	区域面積 (ha)
葛沢	4069, 4070, 4071, 4072, 4073, 4074, 4075	677.98
東大見 山ノ中立	4076, 4077, 4078, 4079, 4080, 4081, 4082, 4083	696.51
御内	4084, 4085, 4086, 4087, 4088, 4089, 4090, 4091, 4092, 4093, 4094, 4095, 4096, 4097, 4098, 4099, 4100, 4101, 4102, 4103, 4109, 4110, 4115, 4116, 4117, 4118	1,462.86
富岡 足助白山	4133, 4134, 4136, 4135	190.70
久木	4137, 4138, 4139, 4140	220.77
西檜尾	4143, 4144, 4145(八の一部と二の一部)	192.18
新盛 永野	4146, 4147, 4148, 4149, 4150(木を除く)	229.65
上切山	4154, 4155	141.37
御蔵	4160, 4161, 4162, 4163, 4164, 4165	308.15
四ツ松	4217, 4218, 4219, 4220	506.09
下平	4221	164.92
下佐切 上佐切 白倉 下国谷	4225(イの一部), 4227, 4228, 4229, 4230, 4231, 4232, 4233	412.45
野林 籠林 国谷	4234, 4235, 4236, 4237, 4245	339.50
大河原 葛 摺	4179, 4180, 4181, 4182, 4183, 4184, 4185, 4186	483.00
中立	4187, 4188, 4189, 4190, 4191, 4192	422.35
大蔵 実栗 東渡合 月原	4142, 4166, 4167, 4168, 4169, 4170, 4171, 4172, 4173, 4174, 4175, 4175, 4176, 4177, 4178	853.53
花沢三組	5001, 5002, 5003, 5004, 5005, 5006, 5007, 5008, 5009	431.82

区域名	林 班	区域面積 (ha)
柵ノ沢 大沼	5010, 5011, 5012, 5013, 5014, 5022	339.95
大沼四組	5023, 5024, 5025, 5026, 5027, 5028, 5029	391.35
平瀬	5030, 5031, 5032, 5033, 5034, 5035, 5037	278.70
田平沢 栃立	5036, 5040, 5041, 5038, 5039	310.78
立岩	5042, 5043, 5044, 5045, 5046, 5047, 5048	379.90
東大林	5049, 5050, 5051, 5052, 5053, 5054, 5055, 5056, 5057, 5058, 5059, 5060	588.55
梨野	5063, 5064, 5065, 5066, 5067, 5068, 5069, 5070, 5071, 5072	817.30
阿蔵	5073, 5074, 5075, 5076, 5077, 5078, 5079, 5080, 5081, 5082, 5083, 5084	910.87
高野 野原	5061, 5062, 5085, 5086, 5087, 5088, 5089, 5090, 5091, 5092, 5093, 5094	583.68
宇連野	5095, 5096, 5097, 5098, 5100, 5101	589.83
羽布	5102, 5103, 5104, 5105, 5106, 5107, 5108, 5109, 5110, 5111, 5112, 5113, 5114, 5115, 5116, 5117, 5118, 5119	1,320.42
和合	5121, 5122, 5123, 5124, 5125, 5126, 5127, 5128	357.11
大桑	5129, 5130, 5131	125.58
神殿	5132, 5133, 5134, 5135, 5136, 5137	216.81
梶 大沼	5021, 5138, 5139, 5140, 5141	270.27
小松野	5142, 5143, 5144	174.85
蘭	5145, 5146, 5157	184.75
黒坂	5147, 5148, 5149, 5150, 5151, 5152, 5153, 5154, 5155, 5156	632.47
坪崎	6001, 6002, 6003, 6004, 6005, 6006	277.34
田津原 牛地	6007, 6008, 6009, 6010, 6011, 6012, 6013, 6014, 6015, 6016, 6017, 6018, 6019, 6020, 6021, 6023, 6024	838.71

区域名	林 班	区域面積 (ha)
小滝野 閑羅瀬	6025, 6026, 6027, 6028, 6029, 6030, 6031, 6032	166.06
時瀬	6033, 6034, 6035, 6036	207.85
万町	6037, 6038, 6039, 6040, 6041	260.20
余平	6042, 6043, 6044	140.00
旭八幡	6045, 6046, 6047	188.92
日下部 模本	6048, 6049, 6050, 6051, 6052, 6054, 6055	366.08
小畑	6053, 6056, 6057	109.97
惣田	6058	82.10
伊熊	6059, 6060	114.64
押井	6061, 6062	153.31
太田	6064, 6065, 6066	193.65
明賀	6067	114.57
小渡	6068, 6069, 6070	277.43
小田 有間	6071, 6072, 6073, 6074	220.03
笹戸 市平	6075, 6076, 6077	156.88
池島	6078, 6079	188.53
東萩平	6080, 6081	105.18
大坪	6082, 6083, 6084, 6085	227.32
杉本	6086, 6087, 6088, 6089	278.99
神野 万根	6090, 6091, 6092, 6093, 6094	424.17
加塩	6095, 6096	186.41
下切 島崎	6101, 6100(口の一部), 6103	120.97
一色	6107, 6108	166.99
上切	6105, 6106	184.03

区域名	林 班	区域面積 (ha)
川手	7001, 7002, 7003, 7004, 7005, 7006, 7007, 7008, 7009, 7010, 7011, 7012	588.97
押山	7013, 7014, 7015, 7016, 7017, 7018, 7019, 7020, 7021, 7022, 7023, 7024	623.40
大野瀬	7025, 7026, 7027, 7028, 7029, 7030, 7031, 7032, 7033, 7034, 7035, 7036, 7037, 7038, 7039, 7040, 7041, 7042, 7043, 7044, 7045, 7046, 7047, 7048, 7049, 7050, 7051	1,509.39
夏焼	7052, 7053, 7054, 7055, 7056, 7057, 7058(卜の一部), 7059, 7060	414.72
野入	7061, 7062, 7063, 7064, 7065, 7066, 7067, 7068, 7069, 7070, 7071, 7072, 7073, 7074, 7075, 7076, 7077, 7078, 7079	1,052.64
稻武	7058(卜の一部), 7080, 7081, 7082, 7083, 7084, 7085, 7086, 7087, 7088, 7089, 7090, 7091, 7092, 7093, 7094, 7095, 7096, 7097, 7098, 7099, 7100	1,131.22
中当	7101, 7102, 7103, 7104, 7105, 7106, 7107, 7108, 7109, 7110	571.85
武節	7111, 7112(への一部)	143.36
桑原	7113, 7114, 7115, 7116	178.16
御所貝津	7117, 7118, 7119, 7120, 7121, 7122, 7123	419.42
黒田	7124, 7125, 7126, 7127, 7128, 7129, 7130, 7131, 7132, 7133, 7134, 7135, 7136	696.98
富永	7138, 7139, 7140, 7141, 7142	184.11
小田木	7143, 7144, 7145, 7146, 7147, 7148, 7149, 7150, 7151, 7152, 7153, 7154, 7155, 7156, 7157, 7158, 7159, 7160, 7161, 7162, 7163, 7164	1,046.24